

3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104条）第2条に規定する事故の発生状況は下記の通りです。

【2022年（令和4年）4月1日～2023年（令和5年）3月31日】

項目	内容	件数
転覆	自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、また踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
接触	10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死傷	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる障害を受けた者をいう。）を生じたもの	34件
危険物等	自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、または漏洩したもの	0件
車内	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件
運転違反	酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第64条の規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの	0件
健康起因	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務	救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの	1件
車両故障	自動車の装置（道路運送車両法）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車の運行ができなくなったもの	0件
踏切	橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速道路	高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法第48条第4項に規定する自動車専用道路をいう。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
国土交通大臣の指示	前核号に掲げるもののほか、自動車事故の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件